



10月1日から 福祉サービスを 拡充しました!



福祉タクシー利用券が、療育手帳保持者（A₁・A₂・A）、精神障害者保健福祉手帳保持者（1級）にも交付されるようになりました。

福祉タクシー利用券とは、

在宅で重度障害のある方に、市と契約しているタクシー会社のみ有効のタクシー券（500円券×20枚＝10,000円）を1年度に1冊交付します。

申請に必要なもの

- ① 印鑑（認め印でも構いません）
- ② 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

現 行
【対象】＝①と②を満たす者
①市内に居住する者
②身体障害者手帳（1・2級）保持者
*身体障害児にあつては、全等級で同一世帯に普通自動車運転免許保持者がいない方
*社会福祉施設などの入所者は対象外

平成21年10月1日から
【対象】＝②・③・④のいずれかと①を満たす者
①市内に居住する者
②身体障害者手帳（1・2級）保持者（身体障害児にあつては、全等級対象）
③療育手帳（A ₁ ・A ₂ ・A）保持者
④精神障害者保健福祉手帳（1級）保持者
*障害児にあつては、同一世帯に普通自動車運転免許保持者がいない方
*社会福祉施設などの入所者は対象外

*使用期限は、平成22年3月31日までです。



市内全域で「重度心身障害者医療費助成申請書」の提出が、各受診窓口でもできるようになりました。

【市内全域の病院・診療所・歯科診療所・保険薬局を受診した方が対象】

市内全域の病院・診療所・歯科診療所・保険薬局を受診した方を対象に、重度心身障害者医療費助成申請書の提出が、各受診窓口でもできるようになりました（ただし、市外の医療機関を受診した方や、市内のほりきゅう院・整骨院を受診した方は、従来通り、本庁高齢・障害福祉課、または、各支所市民生活課で申請を行ってください。）

現 行
川内地域の病院、診療所、歯科診療所、保険薬局などを受診した方のみ受診先に提出

平成21年10月1日から
市内全域（樋脇・入来・東郷・祁答院地域・甌島区域）の病院、診療所、歯科診療所、保険薬局などを受診した方は、受診先に提出

問合せ・申請先 本庁高齢・障害福祉課障害福祉グループ（内線 2171・2181・2183）および各支所市民生活課



鹿児島県 身障者用駐車場 利用証制度



パーキングパーミット制度

この場所を、必要としている人がいます。

身障者用 駐車場利用証 制度とは？

この制度は、公共施設や店舗などさまざまな施設に設置されている身障者用駐車場を適正にご利用いただくため、障害のある方や高齢の方、妊産婦の方など歩行が困難と認められる方に対して、県内共通の「身障者用駐車場利用証」を交付することで、本当に必要な人のための駐車スペースの確保を図る制度です。



利用できる駐車場は、制度に賛同する施設で「身障者用駐車場表示板（図1）」のある身障者用駐車場です。「身障者用駐車場利用証（図2）」をお持ちの方が優先されます。利用証の交付申請が済んでいない方は、早めに申請ください。

利用証交付については、ハートピアかごしまおよび各地域振興局・各支庁などにおいて行っています。詳しくは、県のホームページ、または、県庁障害福祉課へお問い合わせください。

身障者用駐車場表示板（図1）

身障者用駐車場
（パーキングパーミット制度）

この身障者用駐車場は、鹿児島県発行の身障者用駐車場利用証を、お持ちの方が利用できます。

鹿児島県
Kagoshima Prefecture

身障者用駐車場利用証（図2）

身障者用駐車場利用証
（パーキングパーミット制度）

鹿児島県

緑 色
障害者、高齢者、難病の方
【有効期間：5年間】

身障者用駐車場利用証
（パーキングパーミット制度）

鹿児島県

赤 色
車いす常時利用者
【有効期間：5年間】

身障者用駐車場利用証
（パーキングパーミット制度）

鹿児島県

オレンジ色
一時的に歩行困難な方
【有効期間：1年未満】



車内のルームミラーに掛けるなどして、外側から見えやすいように表示します。

身障者用駐車場は、車の乗り降りのためにドアを全開にしなければならない方、歩行困難によりできるだけ建物に近い位置に駐車を必要としている方の駐車スペースです。

誰もが楽しく出かけ楽しめるよう、みんながゆずりあいたいわりあい、思いやりのやさしい心を持ち、共にいきいきと暮らせるまちづくりを進めていきましょう。

問合せ

■ハートピアかごしま
☎ 099 (220) 5165

■県庁障害福祉課地域生活支援係
☎ 099 (286) 2746

■鹿児島県ホームページ
☎ <http://www.pref.kagoshima.jp/>